

税制大綱が発表されました

平成30年12月27日
Kunoh Accounting Office
久納公認会計士事務所

☆ 今年も一年間ありがとうございました。
12月29日(土)よりお休みさせていただきます。なお、年始は1月5日(土)より営業いたしますので、何とぞよろしくお願いいたします。

今月12月14日に平成30年度の税制改正大綱が発表されました。今回の改正は、消費税の増税に対する緩和措置としての減税や税収維持のための部分的な増税がメインとなり、既存の制度の拡充・調整が主な改正内容となっています。

1. 自動車税の減税

平成31年10月の消費税10%の引き上げと同時に自動車税の減税が始まります。減税額は以下の通りです。

排気量	現状	改正後
1,000cc 以下	29,500 円	25,000 円
1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500 円	30,500 円
～	中略	中略
4,500cc 超 6,000cc 以下	88,000 円	87,000 円
6,000cc 超	111,000 円	110,000 円

最大で排気量が1,000cc以下であれば4,500円の減税となります。

その代わりに排ガスや燃費基準が良い自動車に対する減税処置であるいわゆるエコカー減税が縮減されることになりました。

重量税の軽減率が75%→50%、50%→25%に変更されることになりました。対象車両については購入時にディーラーにご確認ください。

2. 住宅ローン控除の延長

消費税の増税による住宅需要の冷え込みに対応するため、平成31年10月1日～平成32年12月31日までに居住した場合、13年間の税額控除が受けられることになりました。現状の10年に対してプラス3年間控除できる期間が増えることになります。10年間は今まで通りの計算になりますが、11年目以降は今回創設された特別控除により、以下の計算で控除額が決まります

- ① 借入金の年末残高×1%
- ② 住宅の取得費用の税抜き価格×2%÷3
のいずれか低い額が控除額となります。

支払った対価の消費税が10%の場合に限り、新制度が利用できるため、10月以降に居住し始めても、支払った消費税8%の住宅建築契約の場合には、13年ではなく10年の控除になりますのでご注意ください。

3. 個人事業向け事業承継税制の拡充

2018年4月に拡充された事業承継税制が個人事業者向けに拡充されました。

これまで事業用の土地にかかる相続税の減額制度(小規模宅地の特例)が有りましたが、今回の改正で事業用の土地(400㎡まで)、建物(800㎡まで)及び減価償却資産にかかる相続税・贈与税の納税猶予が可能となりました。10年間に限った特例措置として、事業用資産を先代から引

き継ぐ場合、事業を続けている限りは相続税・贈与税を全額猶予する制度です。

法人の事業承継税制を基に改正されているため、特例承継計画を都道府県に提出することが必要となります。なお個人の事業承継の手続きに関しては簡素化が検討されており、今後の改正で簡単に利用できるようになることが期待されています。

4. 未婚の親の住民税の非課税措置

合計所得が135万円以下であるひとり親の住民税が非課税となりました。内縁などの事実婚状態でない、未婚で子供がいる場合も対象に含まれるようになりました。

5. ふるさと納税

平成31年6月1日以降の寄付金の対象が厳しくなり、返礼割合が3割以下かつ地場産品で、総務大臣の指定するものとなります。実際にふるさと納税をする際はウェブサイトを利用して探すことが多いので、体感としては品目数が減ったと感じる程度になると思われます。とはいえ、地産品以外のものを希望される場合は6月より前に寄附をすることをおすすめします。

6. 確定申告の添付資料

会計事務所などを通さず、ご自分で紙または電子で申告する場合、いままでは添付資料として源泉徴収票や株の取引がある場合は特定口座年間取引報告書などを提出する必要がありました。しかし、平成31年分以降の申告（平成32年3月15日提出分）からこれら資料の添付が不要になります。

元々会計事務所などを通して電子申告で行っていた場合は提出する必要はありませんが、個人で確定申告をする場合に、資料を貼り付ける手間が省けるようになります。不要になるのが来年になりますので、年明けすぐの申告では添付漏れにご注意ください。

7. 「みなし大企業」の範囲拡大

大規模法人の子会社（以下A法人とします）であれば「みなし大企業」として税法上の中小企業を対象とした優遇措置が受けられないようになっていきます。

今まではA法人の子会社（B法人とします）は大規模法人の孫会社となりますが、B法人の「みなし大企業」になるかどうかの判定に当たっては、A法人が大規模法人かどうかで判定を行うようになっていました。しかし、今回の改正で「みなし大企業」の範囲が広がり、B法人も「みなし大企業」として判定されるようになりました。また、グループ会社に対しても同様であり、A法人の上に複数の大規模法人がいて、間接的な支配があれば「みなし大企業」の判定になります。株主関係に変更があった場合、今まで利用できていた優遇措置が受けられなくなる可能性があるため注意が必要です。

8. 教育資金贈与の見直し

親や祖父母が子・孫に対する学校などに対する教育費を、金融機関に信託した時に贈与税が1,500万まで非課税になる制度があります。

改正の一点目は、子・孫に前年1,000万超の所得がある場合はこの制度の対象から外れることになることです。しかし、贈与を受ける子・孫が学校に通いながら1,000万の所得を得ることは稀なので、この改正はほとんど影響ないと思われます。

もう一つの改正点は、子・孫が23歳以上の場合には、いわゆる「習い事」の費用には使えなくなったことです。こちらの改正点は注意が必要だと思われます。

9. その他

その他、下記の規定が2年間延長されます。

- ① 中小企業の法人税の軽減税率15%（通常は19%）。
- ② 中小企業投資促進税制（生産性向上設備の特別償却・税額控除など）。

以上